

「板渡の墨蹟」から見た日宋交流

榎本 渉

はじめに

板渡の墨蹟とは、南宋禅院五山の筆頭である臨安府（杭州）径山の住持無準師範から京都東福寺開山の円爾に送られた尺牘（書簡）である。径山で火災があったことを知った円爾が、その復興のために木材を送ったことについて、礼を述べたものである。無準は円爾留学中の師であるが、円爾帰国の後にもその縁が続いていたことを、この尺牘は伝えている。関連する尺牘は他にも数点存在するが、特に重要なものに徳敷尺牘がある。田山方南『禅林墨蹟拾遺』で指摘されているように、板渡の墨蹟と同時に送られたものである。徳敷は監寺として径山の財務を監督していた僧である。住持である無準の尺牘（板渡の墨蹟）と比べると、木材のやり取りに関するより生々しい内容が記されており、両者を併せて読むことで円爾の木材送付の実態がよく分かる。

板渡の墨蹟に関しては、他の一連の墨蹟と併せて、辻善之助が『日本仏教史』の中で全文を引用して紹介している（徳敷尺牘は未紹介）¹。[辻1949: 102-07]。美術史の世界でもよく知られた名品であり、一九五〇年代から七〇年代にかけては田山方南『禅林墨蹟』『禅林墨蹟拾遺』や芳賀幸四郎『墨蹟大観』などで美術史家による基礎的な解説が行なわれている。他に僧伝研究の中でエピソードとして簡単に触られることはあるが、これらを日宋関係史の重要史料として、初めて本格的に取り上げたのは川添昭二氏である[川添2008]。博多綱首の活動形態、木材輸送の様子など、日宋交通の具体的な様子を伝える貴重な史料として評価したことは重要で、両墨蹟は近年では日宋関係史に関する展示でしばしば取り上げられる¹。

最近積極的に研究を進めているのは西尾賢隆氏である[西尾2002・2003]。西尾氏は板渡の墨蹟と徳敷尺牘の両尺牘に関して詳細な註を付けながら、従来の翻刻・訓読・解釈を正しており、最新の研究成果ということができる。また橋本雄氏は、従来注目されていなかった板

渡の墨蹟に先行する無準尺牘（後掲の無準尺牘1）の翻刻・訓読・解釈を行ない、無準・円爾の交流の過程についても整理を行なっている【橋本2007】。

このように、両尺牘はその価値を高く評価されており、近年もさらに再検討が加えられ、研究は精緻化している。すでに私が改めて言及するまでもない状況に見えるが、それにもかかわらず本稿では、あえて両尺牘の再検討を試みたい。というのも、解説文や簡単な紹介を除けば、両尺牘に関して本格的な考察を加えているのは、現状では川添・西尾両氏であるが、前者は博多綱首研究の一環で取り上げたものであり、尺牘の内容を詳細に検討しているわけではない。また後者も尺牘の読解を中心としており、そこから読み取られる事実についてはなお触れるべき点も残されているように思われるからである。

なお本稿は、四日市康博氏編著の九大アジア叢書『モノから見た海・域アジア史―モンゴルと宋元時代のアジアと日本の交流―』（九州大学出版会）第二章「板渡の墨蹟」と日宋貿易【橋本2008】の内容を補足するものである。重複するところもあるが、双方を参照していただければ幸いである。

1 円爾と無準師範

(1) 円爾の前半生

まずは板渡の墨蹟に登場する二人の主要人物、円爾と無準師範の縁について、簡単に触れておかねばならない。円爾に関しては『元亨釈書』巻七に収める弁円（円爾）伝、および『聖一国師年譜』という詳細な伝記史料が知られる。前者は円爾の法孫虎関師鍊の手になるもの

で、一四世紀初めに撰述された（冒頭に一三二二年の「上元亨釈書表」を附す）。後者は一二八〇年の円爾示寂直後に門弟の鉄牛円心が撰述し、一四一七年に円爾の法流（聖一派）に連なる岐陽方秀が増補したものである。その増補に当たっては、『元亨釈書』弁円伝が参照されたことが指摘されている【葉貫磨哉2003第三章第四節（初出1979）】。伝記研究としては、広渡正利・古田紹欽両氏の研究がまともなものである【広渡1977第四編・古田2008第五章】。

無準師範の伝記史料としては、『無準師範禪師語録』付収の『徑山無準禪師行状』と、京都東福寺蔵『仏鑑禪師行状』がある。前者は晩年の無準の下にあった無文道璨の手になるもの、後者は無準生前の一三三九年、無準門弟の徳如が同門の円爾のために撰じたものである（当然無準晩年の事蹟は記していない）。無準の伝記研究としては、福島俊翁氏の手になるものがある【福島1977第一章（初出1960）】。

これらの史料・研究を元に、円爾の前半生をまとめると以下のようになる（以下円爾・無準の事蹟に触れる際、特に注記しない場合には、以上の史料・研究に拠る）。

円爾は一二〇二年、駿河国安倍郡藁科に生まれた。一二一九年に園城寺で出家した寺門派の僧だったが、一二三三年、上野国長楽寺の栄朝の評判を聞き、これに参じる。栄朝は栄西の門弟として密・禪を修めた人である。栄西一派（臨済宗黄龍派）は当時の日本に宋風仏教を導入した教団で、道元をはじめ、その門下からは多くの入宋僧が出た。円爾からすれば栄朝の会下は、最新の教説を学ぶことのできる最良の場と感じられたことだろう。

円爾が入宋を志したきっかけは、一二二六年鎌倉寿福寺の退耕行勇（栄西門弟）の下にあった時、行勇門弟の大歇了心が楞嚴経の講義を

行なっていたので質問を行なったところ、了心が解答に詰まっていたことだった。了心は楞嚴経に詳しく、鎌倉の僧は彼を指南としていた。しかしその了心も、円爾が満足するほどの理解を持っていなかった。そこで円爾は考える。「私は誰に依るべきか。宋に行つて宗匠を訪わなくてはならない」と。了心はかつて入宋したことがあり、日本禅林の衣服の礼式は彼から始まると言われる。当時の栄西一派を代表する僧だったと思われるが、それでもなお円爾の期待するほどの質ではなく、ここで円爾は自ら入宋することを思い立つようになる。

円爾は一二三〇年、寿福寺から長楽寺に帰ったが、一二三三年、ついに入宋の決意を固めて師の栄朝の下を辞す。まずは駿河の母に別れを告げ、博多に向かった。博多は古代以来の対外貿易港で、当時入宋する場合には、もっぱらここから慶元（浙江省寧波）を目指した〔榎本涉2005第一部第一章（初出2001）〕。円爾は当初博多円覚寺に滞在した。この時禅宗に敵意を持つ大宰府有智山（大山寺）の義学が円爾を害せんとしたため、綱首謝国明がこれを知って円爾を護衛し、博多櫛田の私宅に住ませたという。当時博多に居住して日宋貿易にたずさわった宋海商は研究史上で博多綱首と呼ばれるが、彼らはしばしば博多周辺の寺社と関係を持ち、その保護を受けた。謝国明は一二五二年に宗像社領の小呂島をめぐって相論を起こしており、また宮崎宮の所領を買得するなど、土地を所有することが知られる〔川添1987:143-44〕。櫛田の邸宅もそうした事例の一つとして挙げることでできるだろう。謝国明が円爾をかくまった事情はよく分からない。

栄西一門と親しい海商だったのかもしれない。
一二三五年、円爾はいよいよ入宋の途に就いた。平戸から十日を経た慶元に着いたという。日宋交通に当たっては、博多から沿岸伝いに

北九州を移動し、最終的な風待ち港に船を泊め、そこから東シナ海を突っ切るのが一般的である。この場合は平戸が最終的な風待ち港だったのでだろう。円爾は慶元の景福寺・天童寺、臨安の上天竺寺・浄慈寺・靈隠寺を歴参したが、靈隠寺で退耕徳寧から径山の無準師範を勧められた。無準は退耕の師である。円爾は無準に一見して器として認められ、以後帰国まで従うことになる。一二三七年には無準から印可を受けた。円爾の帰国は一二四一年。円爾を乗せた船は五月一日に慶元定海県（今の鎮海）を出航した。この時は風波が荒れ、船団を組んでいた三艘中、円爾の船以外の二艘は沈没してしまつたが、円爾の船は辛くも風波を凌ぎ、高麗の耽羅（済州島）を経由して七月に博多に着いた。

円爾は博多に着いてまもなく大宰府に移った。径山で円爾と同門だった随乗房湛慧という日本僧がおり、円爾に先立つて帰国するに当たり、「大宰府横嶽山に寺を建てるので、無事帰国したら住持してほしい」と約束していたのである。円爾はこの約束に従い湛慧の建てた崇福寺に住した。円爾の人氣は帰国直後からかなりのものだったようで、同年、長楽寺・径山での同門神子榮尊が肥前水上に建てた万寿寺の開山としても招かれている。

さらに翌年八月には、謝国明が博多に承天寺を建立し、円爾を開山として招いた。謝国明が入宋前の円爾を私宅にかくまった話はすでに述べたが、その縁は帰国後にも続いていたのである。

なお円爾は帰国直後に博多来迎院で綱首たちに説法を行なったが、その綱首の一人と考えられる張四綱は円爾の頂相を描いて賛を請うた。

久能門下、無法与人、握篋拋坐、近前便贖

（円爾の門下に、人に与える法は無い。私は竹篋を取って座にあ

るけれども、近くに行つてすぐにお前を鞭打つてやろう)

「竹篋を取つて座にある」とあるのは、張四綱がもたらした頂相中の円爾の図様を言つたものか。ともかく博多綱首の間での円爾人気はかくの如きであつた。円爾が承天寺の住持となつたのは、謝国明との個人的な縁に依つたというだけではなく、博多綱首層の広い支持もあつてのことと考えるべきである。川添昭二氏は日本における禅宗導入において、禅宗信者であつた博多綱首の役割を重視する「川添1987・1988」が、至当な見解と思ふ。

一二四三年二月、円爾は九条道家から京都に招かれた。湛慧が大宰府観世音寺の神事にかこつけて暴行を受け、これを閔白二条良実に訴えたことがきつかけであつた。良実は仏法についての問答も行なつたが、湛慧の受け答えが詳明であつたので、父道家にこれを紹介した。この時湛慧は円爾のことを紹介すると、道家は関心を示し、円爾を京に呼び寄せたのである。円爾帰国から二年足らずのことであつた。道家は円爾に惚れ込み、「聖一和尚」の四字を与え、あわせて建設中だつた東福寺開山とする約束をした。以後円爾は、東福寺完成後、一二八〇年の示寂まで京都東福寺を拠点とし、その一派(臨済宗聖一派)は長く摂関家の外護を受けることになる。

(2) 帰国後の円爾と無準の連絡

この間、円爾は無準師範と連絡を取り続けた。それは現存する無準師範の尺牘からうかがうことができる。以下に二点の尺牘を引用しよう。なお以下で両尺牘に言及する場合は、それぞれを無準尺牘1・無準尺牘2と呼び、傍線部に言及する場合は、番号を付して「無準尺牘1c」のように書く。また尺牘の訓読については、他の所引史料と

もに本稿の最後にまとめて挙げることにする。

○無準師範尺牘(写) 1 (東京国立博物館蔵)⁴

師範和南手白「日本国大宰府崇福爾長老。」一別許久、每切馳参。近者収^b」書、且知出応人天之命、為「世導師、老懷慰喜。：山」中雖復罹火厄、日来亦有成^c」就之漸、無勞遠念。正統但^c」欠仏殿、亦一面経宮矣。恐欲^d」知之、祐・音二兄在此、過得甚^e」好。祐近來有趣向、甚可喜。前^e」日所寄二件信物、一々如書中数^f」目領訖。極感道義。便中就^f」以「錦法衣一頂、乃前輩尊宿相」伝者付去。遇說法一披。餘宜^g」為大法自愛。是祝。大宋国臨^g」安府徑山興聖万寿禅寺住持^h」特賜仏鑑円照禅師師範和南。」崇福爾長老。

○無準師範尺牘2 (畠山記念館蔵)⁵

師範和南手白「承天堂頭長老。向曾収書、已嘗^b」回答、就有錦法衣毡頂附去。乃^c」是從上來諸知識所伝者、以表^c」付授不妄。茲來豪上人來再収^d」書、乃知前書未到。又知^d」道躰安隱、為慰多矣。信物已如数^e」領訖。相望迢々、何必構此。甚感々々。」所言大字、一々写去。又恐寺大而字^f」小、不知可用否。如不可用、後便寄^f」声。又当書去矣。山中壬寅二月、復罹火厄、荷^g」聖君泊朝廷降賜及檀越施財、今^g」幸有緒、不勞念及也。：切宜^h」為大法保愛。餘不一々。師範和南白ⁱ」承天堂頭長老。：

それぞれ無準から円爾へ当てた尺牘である。「最近書を受け取り、さらにお前が住持になつて人天の命に応じ、世の導師となつたことを知つた」(無準尺牘1b)、「今豪上人が来て、再び書を受け取り、はじめて前の書が届いていないことを知つた」(無準尺牘2c)とあり、この二通が円爾の尺牘に対する返事であることが分かる。残念ながら円爾の尺牘の内容は不明だが、便宜的にこれらを円爾尺牘1・円爾尺

牘2と呼んでおこう。

無準尺牘1・2の書かれた時期はいつか考えてみよう。無準尺牘2 fは「径山が壬寅（一二四二）二月にまた火災に遭った」と記している。ここで「また（復）」とあるのは、無準の径山住持（一二三二）の翌年にも火災に見舞われていたからである。この時は三年で寺を復興し賞賛されたが、一二四二年にまた火災が発生したのである。このことについて無準尺牘1cでは、年代を書かずに「径山がまた火災に遭ったけれども、…」と記している。これはおそらく無準尺牘1が径山火災の年に書かれたため、わざわざ年代を書かなかったものと思う。逆にわざわざ年代を書く無準尺牘2は、一二四二年に書かれたものではないのであろう。とすれば、無準尺牘1は一二四二年（火事であった二月以降）に、無準尺牘2は一二四三年以降に書かれたものということになる。

円爾の呼び名については、無準尺牘1aに「日本国大宰府崇福爾長老（崇福寺住持円爾）」とある。円爾尺牘1に一二四一年の崇福寺住持就任の件が書かれていたのだろう。無準尺牘1bには、円爾尺牘1で円爾の住持就任を知ったことが書かれている。無準尺牘2aで円爾が「承天堂頭長老（承天寺住持）」と呼ばれているのも、円爾尺牘2で承天寺住持就任のことが報告されていたからに違いない。とすれば、円爾尺牘1は崇福寺住持就任（一二四一年七月以降）から一二四二年八月の承天寺創建の間となるだろう。また後で触れるが、円爾は一二四三年九月に三通目の尺牘（円爾尺牘3）を認めており、円爾尺牘2は承天寺創建から円爾尺牘3以前と考えられる。

無準尺牘2cでは豪上人が円爾尺牘2を届けたことが明記される。また『聖一国師語録』および『聖一国師年譜』寛元二年条所引の無準

尺牘（一二四〇年代後半）には「印上人来収書」とあり、印上人が円爾の尺牘を届けたことが分かる。円爾尺牘1も届けた日本僧がいたに違いない。これについて無準尺牘1dでは祐・音という二人の僧の近況が伝えられている（しかも「おそらくお前が知りたがっていることだろうが」とある）。この二人は円爾の関係者に違はなく、明記されないものの、円爾尺牘1を伝えたのは彼らと考えられる。この頃の入宋僧に道祐・覚音がおり、おそらく同一人物だろう⁶。

円爾尺牘2を届けた豪上人は、後に上野長楽寺住持となった一翁院豪と考えられる。一翁は後に無学祖元に充てた尺牘で、「遂於淳祐甲辰年（一二四四）発志、航海梯山、乃抵四明、径詣径山、礼謁仏鑑大禅師」と述べ、一二四四年に入宋して径山の無準（仏鑑禅師）に参じたことが知られる⁷。となると、円爾尺牘2が無準の下に届いたのは一二四四年ということになる。さらに後述するように、円爾尺牘2の返事として無準尺牘2が書かれた後、円爾尺牘3（無準尺牘1の返事）が一二四四年七月に径山に届いたことが知られ、円爾尺牘2の到来・無準尺牘2起草が一二四四年の正月から七月の間だったことが分かる。なお円爾尺牘2の起草が一二四二年八月から一二四三年九月であることはすでに述べたが、一二四二年に書かれたものが一二四四年に到着するというのはいささか遅すぎる感があり、おそらく一二四三年になってから書かれたものだろう。また無準尺牘2cに拠ると、円爾尺牘2は無準尺牘1が届く前に書かれており、日宋間のタイムラグのために両者の連絡に行き違いがあったらしい。なお後掲の円爾尺牘3bに拠ると、無準尺牘1は一二四三年正月から九月の間に届いたことが分かる（後述）。

以上はもっぱら年代考証の鍵となる部分に限って二通の無準尺牘を

見てきたわけだが、改めて内容を確認してみると、何が分かるであろうか。この尺牘の往来は円爾から始まったから、まずは円爾側の目的を見てみよう。すでに述べたように、円爾尺牘1・2は師の無準に崇福寺・承天寺住持就任を伝えたものだったと考えられるが、それとともに贈物も届けたようで、無準尺牘1e・2dには確認のために「信物は数の通り（すべて）受け取った」と記されている。一方無準からも円爾へ贈物をしている。たとえば無準尺牘1fでは、先人の伝えてきた錦法衣一頂を送っているし、無準尺牘2eでは承天寺のために「大字」（額字）を書き送っている。この額字は、「円爾が」言う所の「大字」とあり、円爾から要求されたものであった。

無準は返事で、円爾の贈物の受領と円爾への贈物の件とともに、径山火災の件も伝えている。これについて無準尺牘1cでは、「寺の復興は成就しそうなので、心配には及ばない」と言っているが、本当に心配に及ばないならば書く必要もないはずで、「正統院（無準のいた径山の庵舎）には仏殿がないが、一部は経堂（土地を計り土台を据えること）した」とあるように、ささやかに苦境も伝え、暗に援助を要求していた。⁸これは無準尺牘2fを見ても分かる。無準は再度径山の火災を伝え、「聖君（皇帝）および朝廷の御下賜と檀越の施財で、幸いにも復興の緒についたので、心配する必要は無い」と述べている。遠まわしながら有力者からの援助を述べることで、円爾の援助も引き出そうとしているのだろう。次に述べるように、円爾は無準尺牘1を見て、径山復興用の木材を用意している。

(3) 円爾尺牘写の検討

無準尺牘1によって円爾は径山の火災を知り、径山に送る木材を謝

国明に用意させ、一二四三年九月に無準に尺牘を認めた（以下、円爾尺牘3と呼ぶ）。この尺牘の原本は宋に送られて残っていないが、写しは東福寺栗棘庵に現存する。

この尺牘は、従来は江戸時代初期に外交文書を集録し編集した『異国日記』に収録されるものが利用されており、西尾賢隆氏も「とりあえず」と断りながら、これに拠っている〔西尾2002:387-89〕。ただし『異国日記』は『栗棘庵文書』から採録したものであろうが、テキストとしては問題がある。一つには、『栗棘庵文書』は紙の下の部分が欠損しているため、読めない字がいくつもある。しかし『異国日記』では、読めない字が存在することを知らることができない。また一つには、末尾の錯簡がある。東京大学史料編纂所所蔵の写真を見ると、『栗棘庵文書』は現状で裏打ちされているが、末尾の下の部分は欠損したのか（写真では判断が困難）、同筆の文書断簡が貼られ、上下二段になっている。

老和尚道德利物遥「」 備察僅此布

去歳八月始起今年「」 覆伏冀

老和尚道德所鍾 慈亮不備

龍天打供了弁一大縁「」 寛元三年九月

径山「」侍者 径山堂頭和尚大禅師

『異国日記』ではこの部分を上下で続けて読んでおり、たとえば一行目は「老和尚道德利物遥備察僅此布」となっている。しかしこれでは意味がまったく分からない。

この尺牘は『聖一国師年譜』寛元元年条に節略して引用され、上記の二点の問題点を解決する手がかりになる。たとえば『年譜』の尺牘引用箇所最後の部分は、「又弊寺自去歳八月始起、今年一周円備。

此是老和尚道德所及、龍天打供、了弁一大縁事。(おそらくここに省略あり) 謹此布覆。伏冀慈亮」とあり、欠損箇所(「又弊寺自」「一周円備此是」「事」)を補うことができる。もともと『栗棘庵文書』での「所鍾」(鍾まる所)が『年譜』では「所及」(及ぶ所)とあることからすると、まったく同文ではないらしいが、操作は個別の文字の交換に止まり、文意に大きな変更はないものと思われる。さらに末尾の錯簡を考える上でも重要である。末尾下段の「謹此布」「覆伏冀」「慈亮」が、『年譜』ではつながっており、ここに末尾の上段と下段を分けて読むべきことがはつきりするのである。下段は書止文言・年月・充先であり、尺牘の末尾に当たるとは明らかである。なお末尾上段最終行の後に余白があることを考えると、下段は上段の直後にあったものが破損して断簡になったものではないようで、『栗棘庵文書』の尺牘写はもともと二枚だった可能性が高い。

以上の考証を踏まえ、『栗棘庵文書』の円爾尺牘写を『聖一国師年譜』寛元元年条・『異国日記』と対校して引用する。

○円爾尺牘(写) 3 (東福寺栗棘庵蔵)

* 「譜」は『聖一国師年譜』、「異」は『異国日記』による対校、円爾百拝上覆」径山堂頭老師大和尚座下。円爾百生幸甚¹⁰(「其」)「得獲依附」法座、随衆弁道、殊沐」慈悲、開示」方便、以入解脱之門、究竟古今地。世縁万「」(「異」生)、「対目挂心、猛列決断、始得全功。自爾以降、」時々自警、雖日本来円成、亦須漸断塵縁、」漸除習氣、至於無作之作、無功之功、(譜)「譬」アリ)如大海、」転入転深。区々之意、誠切言繁、再請開示慈」悲。円爾去歳以柔函、塵汗」座下。今年貶(譜)「貶」賜」法誨、百拝啓読、感歎(譜)「懐仰)不已、悉從教誨。且稔」領衆安然、」法

牀清勝、為慰。特賜」錦袈裟一頂、」厚貶拜領、感激之私、銘篆肌膺。又承」甲寺罹火厄、三復悚然、切思難支梧。施主有縁、」謝国明已為結縁、權木大板一百片、勝載其「」中。使頭依本分、不(異)「反」得乱做。情願欲補」径山大仏殿。写円爾・謝国明両「」老和尚道德利物、遥「」(譜)「」又弊寺自」去歳八月始起、今年「」(譜)「周円備。此是」老和尚道德所鍾(譜)「及」)龍天打供、了弁一大縁(異)「縁」ナシ)「」(譜)「事不備。径山「」侍者。「」備察。謹此布」覆。伏冀」慈亮。

寛元三年九月
径山堂頭和尚大禪師¹³

hから円爾尺牘3が書かれたのが寛元三年(一二四三)九月と分かるが、これは無準尺牘2が書かれた一二四四年以前のことで、円爾尺牘3にある径山関係の情報源が無準尺牘1、およびこれを届けた使僧であることは確実である。これは円爾尺牘3の内容からも明らかである。bからは「今年」に「法誨(法の教え)」無準尺牘を受け取ったこと、cからは錦袈裟一頂を受け取ったことが分かるが、これは無準尺牘1fに錦法衣一頂を送るとあるのと対応している。さらにここから、無準尺牘1が円爾の下に届いたのが一二四三年だったことも判明する。またaには、「去歳」円爾が「柔函(尺牘)」を送って無準の座下を汚したとあり、一二四二年以前(一二四二年か四二年)に円爾が尺牘を書いたことが確認できる。この返事が無準尺牘1だから、ここで言っているのは円爾尺牘1である。つまり円爾尺牘3は、無準から初めて返事を受け取り、それに対する返書ということになる。

ここで無準・円爾間の連絡を時間軸に沿って整理し直すと、次のよ

うになる。¹⁴

- ① 一二四一年七月—四二年八月、円爾尺牘1が書かれる。
- ② 一二四一年七月—四二年、円爾尺牘1が無準に届く。
- ③ 一二四二年二月—二月、無準尺牘1が書かれる。
- ④ 一二四三年正月—九月(⑤の前)、円爾尺牘2が書かれる。
- ⑤ 一二四三年正月—九月、無準尺牘1が円爾に届く。
- ⑥ 一二四三年九月、円爾尺牘3が書かれる。
- ⑦ 一二四四年正月—七月、円爾尺牘2が無準に届き、無準尺牘2が書かれる。

円爾尺牘3は欠けた部分が多く、内容を完全に理解することは困難だが、それでも円爾が無準尺牘1の要求に敏感に反応していることは伝わってくる。dには径山が火災に遭ったことを聞き、幾度も身が縮む思いだったとある。¹⁵

eには「施主に縁があり、謝国明はすでに縁をしました。樺木の大板百枚をその船中に乗せてあります」とあり、「施主」と謝国明の協力で樺木が用意できたことが知られる。「施主」を円爾とする説もあるが、寺の檀越・外護者という語義を考えれば、円爾のパトロンと考えるべきであろう。これについては承天寺の檀越という所伝を持つ武藤資頼[川添1987:138,42]も候補となろうが、むしろこの直前に円爾を京都に招いた九条道家の可能性が高いと思う。後に無準が送った尺牘の中に、道家の尺牘を受け取ったと記したものが¹⁶あり、円爾が無準に連絡を取る機会をとらえて、道家が無準と接点を持つとしたことが知られる。その始まりをこの時と考えてもおかしくはあるまい。もしも以上のように考えて「施主」＝道家とすると、この時の木材送付には撰閤家も関与していたことになる。

この時送った「樺木大板一百片」というのは謙遜して言ったもので、実際の枚数は千枚であったことが、後掲の板渡の墨蹟から知られる。円爾はさらにfで、この木材を「径山大仏殿」の修築に用いて欲しいと伝えている。これは無準尺牘1cで「正統院は仏殿を欠いている」とあるのを受けたものであり、径山正統院仏殿を指す。

樺木は当時中国で用いられた高級建材である。一二九一年成立の周密『齊東野語』巻一五、腹笥に、南宋初めに皇族が居した湖州景徳寺について、「大殿はみな樺木で作っている。数百年経っても、ほとんど傾いていない(大殿皆樺木為之。経数百年、略不欹傾)」とある。同じく周密の手になる『武林旧事』巻四には、南宋の高宗(在位一二七—一二七六二、一一八七没)が建てた翠寒堂について、「高宗以日本羅木建」と記す。さらに一二二五年に泉州で記された趙汝适『諸蕃志』巻上、倭国に「多産杉木・羅木、長至十四五丈、径四尺餘。土人解為枋板、以巨艦搬運、至吾泉貿易」とあり、一二二七年撰の慶元の地方志『宝慶四明志』巻六、市舶は、日本からの輸人品として「松板」「杉板」「羅板」を挙げる。「羅木」は「樺木」に同じで、「羅板」は樺木の板だろう。

「杉木」「松板」「杉板」と並び挙げられることから、樺木は杉・松とは別に違いがないが、それが何に当たるのかは必ずしも明確ではない。辞典類はヤマナシの木やヘゴ(シダ植物の一種)を指すとするが、いずれも日本の建材としては聞かない。一三八七年成立の曹昭『格古要論』巻下、樺木に「色は白く、筋は黄色く、模様は粗く、愛でるべきものである。これを倭樺と言う(色白、紋理黄、花紋麤、亦可愛。謂之倭樺)」とあるのを参照するに、倭樺(日本産樺木)とはヒノキのことだろうか。¹⁷

なお柴田桂太編『資源植物辞典(増補改訂版)』(北陸館、一九五七)に拠れば、ヒノキは高さ三〇〜四〇メートル、直径二メートルに達するが、奥山春季編『寺崎日本植物図譜』(平凡社、一九七七)に拠れば、大きいものは五〇メートル、直径二・五メートルになるといふ。長さについては、「長さは一四〜五丈(宋代では約四三〜四六メートル)、直径は四尺(宋代では約一・二三メートル)以上である」という『諸蕃志』の記述に矛盾しない。直径はもつと太く書かれても良さそうだが、宋に運ばれた時点で檜皮が削られ加工されていたため、実際のヒノキよりも細めに評価されたのかもしれないし、最も太い根元の部分を基準にしていないのかもしれない。

2 円爾の板渡

(1) 板渡の墨蹟

以上が板渡の墨蹟が書かれる前段階である。板渡の墨蹟は円爾尺牘3の返事であり、今までの例で言えば、無準尺牘3と呼ぶべきであろう。いよいよ板渡の墨蹟と、これと同時に送られた徳敷尺牘を見てみよう。

○無準師範尺牘3 板渡の墨蹟(東京国立博物館蔵)¹⁸

師範和南、手白^a 日本承天堂頭長老。維時隆^a 暑。緬惟、道体安隱。去秋初、能上人來、収^b 書、且知住持有況、老懷慰喜。^c
又「荷遠念。山門興復重大、特化千板」為助、良感道義。不謂、巨舟之來、為「風濤所鼓、其同宗者多有所失。」此舟幸得泊華亭、又以「朝廷以為內地、不許抽解。維持一年、」方得遂意。今於華亭、已領五百^c 三十片。其三百三十片、尚在慶元、未得入手。

餘二百四十片、別舡未到。」且留能上人在此少住後、見数目^b 分曉、却津發。其婦、方得作書、「致謝」綱使謝丈大檀越也。嘗聞、「日本教律甚盛、而禪宗未振。今」長老既能豎立此宗、當一々依從上^c 仏祖所行、無有不殊勝矣。便中^c 略此布復、未及詳具。餘宜^c 為大法多々珍愛。是祝。師範和^c 南手白。

○徳敷尺牘(東京国立博物館蔵)¹⁹

徳敷咨目拜行上覆^a 日本承天堂(頭)脱力)和尚尊屬禪師。維時仲夏之月、暑氣益隆。共惟、高提仏鑑、日本並明、栄鎮名藍、緇素歸敬、「尊候動止万福。徳敷叨冒監寺之時、常聆^b 誨益、遠速俟^b 經七禩、相距殊邦、無由瞻^b 礼、一誠傾仰、昕夕不忘。山間建造、正乏維持。豈謂吾^c 尊屬、眷此名山、師資益著、道望感於巨檀、博施^c 捐於大器、老龍君暗中点首、窮衲子定裏開眸、恩^c 有所歸、福無不被。惟是去歲五月大舟抵此。適徳敷之^c 平江督視田畝。彼時付托不得人、失於区處。是致逗留^c 数月、忽二月間、能兄偕綱首諸公力來委徳敷、為之致力。未免^c 經朝省陳請。爾用過人情錢。參万縉、此蓋不可免。皆徳敷於府第借貸濟用。能兄^c 諸公、歷々皆知、臨解纜之時、又無此項可還。諸人俱來、面訴作合同文約、借起來年^c 夏信舡至送還。或言、板木抵拆。徳敷美托自^c 和尚之故、從而受之。更望、鼎言於謝綱使及諸公之前、力主其事廉。半歲無^c 爽此約、免使徳敷為負逋之人。是所真禱。蒙^c 捨之板、已先領五百三十片、歸寺訖。外三百三十片、尚在慶元府、繼用經劃請歸。餘百四十片、未至、亦欲知之。茲來特在^c 眷末、輒有冒^c 懇。正統・接待建已數載、惟大仏宝殿及藏殿未備、欲得^c 和尚運悲、智力闡廣。大門成此大緣、故非小補。謝綱使書中、又露一機。疏頌一軸并^c 老和尚書信、併此

申」呈。倘沐」作成、徳敷当効綿力以符」盛意。謾有少信具于別楮中。申」猷輕渺、皇愧」戒存。乃荷。尚間敢祈、「為道自珍、中興法社、以副區々之望。伏乞」尊警。不宣。徳敷咨目拜行上覆」承天堂頭和尚尊屬禪師侍者。

これらの書かれた時期と、円爾尺牘³が径山に届いた時期を確認しよう。無準尺牘^{3 b}に拠ると、「去年秋」に能上人が径山に来て、無準が尺牘を受け取り、円爾の近況を知った。円爾尺牘¹における道祐・覚音、円爾尺牘²における一翁院豪の役割を、能上人が果たしたことが分かる。無準尺牘^{3 h}には、送った板の数を確認してから能上人を帰国させるとある。能上人は円爾の使者として、木材輸送の責任者としての役割も果たしたらしい。²⁰

無準尺牘^{3 e}に拠ると、能上人らが着岸したのは嘉興府（秀州）華亭県であり、徳敷尺牘^cに拠ると、その時期は「去歲五月」だった。この時に届けられた円爾尺牘³が一二四三年九月のものだから、おそらくその次の五月、すなわち一二四四年五月だろう。この時徳敷は平江（蘇州）の寺田を見に行っており、代わりに能上人らに対処する人もいなかったという。無準が能上人らと会ったのは「去秋初」²¹七月で、着岸から二ヶ月後のことである。円爾尺牘³への返事が書かれたのは「隆暑」（無準尺牘^{3 a}）・「仲夏」（徳敷尺牘^a）で、夏の五月だった。年を越して一二四五年になってからだろう。なお徳敷尺牘^bには「私徳敷が僭越にも径山の監寺の任に就いた時、常にあなた円爾の教を拜聴していましたが、遠く離れてからたちまち七年となりました」とあり、徳敷は留学中の円爾と面識があったが、最後に会ったのは一二三九年（一二四五年の足掛け七年前）のことだったらしい。

(2) 木材の行方

無準尺牘^{1・2}の最大の眼目が円爾への援助要請にあったことはすでに述べた。無準は木材送付について円爾に感謝を述べ、「寺の復興は重大なことであり、特に千枚の板を勧進して助力したことは、実に道義に感じることだ」（無準尺牘^{3 c}）と書き、徳敷は、「大仏宝殿と藏殿（法宝藏殿²¹経藏）だけが備わっておりませんので、和尚（円爾）の慈悲により、智力を深く及ぼしていただきたいと思えます。寺を成すというのは大いなる縁であり、わずかな援助というものではありません」（徳敷尺牘¹）と書いてさらなる要求を伝えている。

ところがこの木材は、すべてが径山のものになったわけではなかった。無準尺牘^{3 g}に「今華亭で五三〇片を手に入れた。三三〇片はなお慶元にあつて入手できない。残りの一四〇片は、別船が来ない（ので届かない）」とある（徳敷尺牘^kもほぼ同様）ように、径山が入手できたのは約半分の五三〇枚のみだった。一四〇枚を積んだ船がまだ来ないというのは、この時の船団が漂流したためである。無準尺牘^{3 d}に「大船が来る時に、風波のために同宗の者（禪僧）が多く失われるとは思っていないかった」とあるのは、船団内で行方不明になった船があつたことを指しているのだろう。²²

問題は三三〇枚である。なぜ華亭の木材の一部だけが慶元にあるのか。なぜ径山が入手できないのか。これについて慶元という場所の性格を考えれば、抽解（徴税）・博買（官買）により徴収されたと考えるのが妥当だろう。慶元には北宋以来明代まで市舶司（市舶務）が置かれ、貿易船の管理や抽解・博買を行なった。慶元の属す両浙路には、時代によって他に臨安・嘉興・江陰・温州などにも市舶司（市舶務）が置かれた。能上人らが漂着した華亭県は嘉興府に属し、やはり市舶

司が置かれた場所である。しかし慶元以外の市舶司・市舶務はしばしば廃置を繰り返しており、たとえば寧宗即位（一一九四）の後には、慶元以外の市舶務がすべて廃止された。²³ まもなく臨安・嘉興・江陰の市舶務は復活したが、一二五〇年代前半までには再び慶元のみになっている。²⁵ 宋は一二世紀末以降、両浙路の対外貿易港を慶元に限定する方針だったらしい〔榎本渉2007第一部第一章・48（初出2001）〕。

となれば、能上人らの木材が華亭から慶元に運ばれた理由も見当がつく。おそらく一二四四年の時点で両浙路の市舶務は慶元のみであり、華亭では貿易事務ができないから、徴収分の木材は慶元に運ばれたのである。一二四四年の慶元における徴収率は明確でないが、一二二六年前後の規定を参照して計算するとちょうど八六〇枚中三三〇枚が徴収されることになり、この徴収率は抽解・博買の結果として不自然ではない。²⁶

なお徳敷尺牘kは木材について、「三三〇片はまだ慶元府にありますので、引き続き図って寺のものになるようにお願いしています」と述べている。三三〇枚の木材が徴収されたことについて径山は納得しておらず、以前から寺のものになるべく朝廷に働きかけていたのである。径山と慶元市舶務の間では、激しい駆け引きが繰り返されたことであろう。そしてこの争いは木材到着以来一年経っても解決しなかったが、船の帰国シーズン（五・六月）が迫ってきたため、無準・徳敷は船に託す尺牘に当座の現状（五三〇枚のみ入手）を記したのである。

無準尺牘3fの「又以、朝廷以為内地、不許抽解」は、「又た^わくに、朝廷以って内地と為せば、抽解を許さざらん」と読める。「以って内地と為せば」とあるのは、前文（無準尺牘3e）にある漂着地華

亭を、朝廷が「内地」としているということだろう。華亭Ⅱ「内地」であることが「不許抽解」と密接に関わっていることが知られ、「内地」である華亭に來た船について、慶元市舶務は抽解を許されないと主張が読み取られる。そして無準尺牘3gに「維持すること一年にして、方て意を遂ぐるを得たり」とあるように、径山は一年を経た木材の入手を実現できた。ただし径山が現実には取得したのは抽解・博買を経た五三〇枚のみで、またこれだけで満足していたわけでもなかった。こう考えると、無準が「一年を経て、今初めて希望通りにすることができた」と表現するのは奇異な感もあるが、ここは円爾への感謝を述べる文脈で書かれたものであり、無準は木材を受領したという点を強調して、誇張も含めてこのように述べたのであろう。

三三〇枚も含めてすべての木材を径山が取得するべきであるというのが径山の主張であり、その主張を正当化する根拠が、（受け入れられていないところから見ても、正当な主張とは判断されなかったのだろう）漂着地が「内地」華亭であるという点だった。ここで「内地」が重要なキーワードとなるが、その語義がはっきりしない。「内地」を朝廷の直轄地とする解釈がある〔川添2007:178〕が、それでは抽解しないことの理由にならない。『大漢和辞典』『中国外交文書辞典（清末篇）』などは開港場以外の土地という意味を載せ、西尾賢隆氏はこれを採用して日本向けの港ではない土地と解釈する〔西尾2002:88〕。確かに華亭はこの頃日本向けの港ではないし、この意味ならば文脈上も通るのだが、現行の辞典類ではこの用法が宋代に遡ることの確証がない。²⁷

結局この部分の解釈については成案を得ないが、ひとまず文脈から、径山がなんらかの根拠で慶元市舶務の抽解・博買に抵抗したにもかかわらず

わらず、一二四五年五月の時点ではその要求は通っていないかった、と考えておきたい。

(3) 人情銭

木材送付の功労者が円爾・謝国明(と、おそらく九条道家)であったことは、これまで見てきた経緯から考えても疑いない。このことを『聖一国師年譜』仁治三年条では、「円爾は径山で火災があったことを聞き、謝国明に勧め、千板を化して贈らせた(師聞径山有災、勸謝国明、化千板贈之)」と記し、『元亨釈書』巻七もほぼ同文を収録する。径山復興のため、円爾の勧めで謝国明は木材を喜捨したのである。

しかし円爾の行跡を讚えることを目的とする伝記史料(当然円爾の徳を強調するための操作が加わる可能性がある「榎本涉2003」第三部第三章(初出2002))から離れ、一次史料である尺牘を見た場合、果たしてこのことは言えるだろうか。なるほど確かに無準尺牘3cでは、「特に千板を化して助としてくれたことは、実に仏法の義として感激する」とあり、字面通りに読めば謝国明らは木材千枚を喜捨したことになる。しかし徳敷尺牘からは、同時に送られた尺牘であるにもかかわらず、これとは違った様相も見えてくる。

能上人一行の船が嘉興府華亭県に着岸したこと、その時徳敷が平江の寺田を見に行っていたため、対処に不手際があったことは、すでに述べた(徳敷尺牘c)。dに拠ると能上人らはこのために、数ヶ月逗留することになった。さらに「(一二四五年)二月、能上人が綱首諸公とともにやって来て、徳敷に委ねたので、このために尽力しました」とある。綱首諸公とともにやって来たのだから、ここで問題になったのは能上人個人に関する案件ではない。円爾の使者としての立

場で徳敷に掛け合っただろう。となればここでの問題とは円爾・綱首・径山に関わる事柄であり、船か木材のことと考えるべきである。

この問題について、eに「朝省してお願いせざるをえません」とある。朝省とは皇帝に面会することだが、ここでは朝廷に働きかけるらしいの意味だろう。続いて「しかるに人情銭を使い切りました」とある。人情とは贈物を意味する口語で、人情銭は非公式に便宜を図ってもらうことなどを目的に関係者に支払う金銭、つまり賄賂だろう。ここまでつなげて理解すれば、船・木材に関して問題が起り、解決のために朝廷に働きかける必要があるため、そのために賄賂を使ったと理解できる。

ここで思い合わされるのは、慶元市舶務に徴収された三三〇枚の木材について、径山が寺のものになるように運動していたことである。おそらく解決が図られた問題とは、具体的には市舶務による木材徴収の件であろう。

次いでfに「参万緡、此蓋不可免」とある。私はこれを「三万貫(緡=貫)は、免れることはできません」と解釈する(「此」は「則」に同じ)。従来は前の「用過人情銭」の部分とつなげて「人情銭参万緡を使った。これは免れることはできません」と解釈されていたが、三万貫は賄賂として使う額ではない。たとえば南宋期の規定では、トップクラスの六部の尚書でも職銭は月六〇貫で、その官に相当する位階(吏部は正二品=金紫光禄大夫、他は従二品=銀青光禄大夫)に対応する料銭は月六〇貫だが「衣川強2006第六章上篇:398(初出1970)」、三万貫はこの両者を併せても約二〇年分に当たる。これが官僚の収入の一部に過ぎないことを考慮しても、少額ではないことは納得されよう。日宋貿易関連の数字から挙げれば、一二五七年の慶元市

船務の博買元金は三〇六五六貫である²⁹。この頃年間四〇〇五〇艘の船が日本から宋に來航したと言われるが、三万貫はそのすべてと取引する経費に相当する。木材入手のための贈賄に使う額とは到底考えがたしい。

もっとも「人情錢參万緡」を貿易の関税と考える説もある「西尾2003:87」。しかしながらこれにも賛同できない。関税を「人情錢」と呼ぶのかという問題もあるが、そもそも銅錢は宋代のほぼ全期間を通じて禁輸品で、繰り返し禁令が出されている（例外が一世紀後半の王安石期）「曾我部静雄」249第二章第五節」。もちろん現実には大量の銅錢が国外に流出し、日本ではその影響で一二世紀後半から銅錢が通貨として用いられる。だがそれは宋においてはあくまでも違法行為で、発覚すれば処罰の対象である。つまり銅錢は宋代の禁輸品であり、建前として国外に存在するはずのないものだった。それを関税として、外国商船から公的に徴収するという事態は論理的に考えられないし、実際に宋代における抽解・博買は現物徴収である。以上の理由から、私は「爾用過人情錢參万緡此蓋不可免」はeの「爾用過人情錢」とfの「參万緡此蓋不可免」で切るべきで、人情錢≡三万貫ではないと考える。

(4) 三万貫の正体

徳敷尺牘fの続きには、「みな徳敷が役所で借金して用立てしました」とある。「三万貫は免れることができない」とあるところの続きだから、用立てしたのは三万貫に違いない。徳敷が借金していることからすると、三万貫は径山側で用意するべきものらしい。もっとも借入額が三万貫だったわけではなく、不足分を借金で補填しようとした

のであろう。しかも続くgにあるように、結局徳敷は補填に失敗したらしく、三万貫は用意できなかった。

ちなみに三万貫とは、寺院にとってどの程度の額なのだろうか。径山と同じく五山に列する慶元天童山を見てみると、一一九三年に日本の柴西から送られた木材も頼りに大規模な工事を行なった時は二万貫以上の錢を費やし、また折しも寺領の収穫量が例年に倍する状態で、穀三千斛の余剰もあったという³¹。当時の米価を参照して余剰の収穫量も合計すれば、合計二〜三万貫相当の費用が費やされたことになろう³²。南宋を代表する五山寺院ともなれば数万貫単位の予算支出は可能であり、三万貫は容易ではなくとも、まったく見通しの立たない数字ではなかったのだろう（しかも一二四〇年代には、一二世紀末よりもインフレが進行しており、三万貫の価値は相対的に下がっている）。宋代の寺院は広大な寺田を持ち（全体の三分の一が寺田だった畧もある）、手工業者・商人を組織し、高利貸も行なうなど、多角的な経済活動を行っていた点「游彪2003」は、中世日本と同様であった。

だがそれにしても、径山はなぜ三万貫を支払わねばならないのか。これについてはすぐには答えが出ないので、以下で徳敷尺牘を逐一読み進めながら考えることにしよう。

徳敷尺牘gには「能兄や綱首諸公は、（綱首諸公の）解纜の時にも、（私徳敷が）借金を返すことができないことを、皆よく知っています。（そこで）諸人（能兄+綱首諸公）が一緒に来て、直接訴えてきて合同文約を作りましたので、来年夏の船便を借りて（お金を）返します（能兄・諸公、歴々として皆な知る、解纜の時に臨みて、又た此の項の還すべき無きを。諸人俱に來りて、面訴して合同文約を作れば、来年夏の信缸の至るを借起して送還せん）」と読むことができる³³。

徳敷が三万貫を返せないことが分ると、能上人・綱首らは徳敷に来年返す契約をさせたのである。ここから三万貫は、徳敷から能上人・綱首らに返すべきものだったことが分かる。それぞれの背景を考えれば、径山から円爾・道家・謝国明に返すと言い換えても良い。

次いでhには、「木材は打ち破れていると言っている者もおりますが、私徳敷は（木材が）確かに和尚（円爾）から託されたものなので、そのまま受け取りました」とある。「和尚」を無準（mで「老和尚」と呼ばれている）とする説もあるが、「承天堂頭和尚」と同じく円爾だろう。iでも円爾を「和尚」と呼んでいる。意識すれば「木材は破損しているけれど、あなたから送られたものだから受け取ったので」ということで、木材の価値の低さを強調している。船は漂流したから、破損した木材も少なくなかったのだろうが、それにしても随分と失礼な物言いである。だがむしろ美辞麗句ではないこのような部分にこそ、徳敷の真意を探る手がかりが隠されているように思う。この部分に留意しつつ、先に進もう。

iは読み下すと、「更に望む、謝綱使及び諸公の前に鼎言し、力めて其の事の廉きを主ばんことを」となる。「鼎言」は相手の発言に敬意を表して用いる語である。つまり「謝綱使及び諸公の前」に鼎言するのは円爾であり、それを徳敷が希望していることになる。「謝綱使」は通常謝国明とされ、これまでの経緯から考えてもそれで良いと思う。「諸公」は徳敷に三万貫返済の約束をさせた「綱首諸公」と同じだろう。

「力めて其の事の廉きを主ばん」の解釈は後に回して、とりあえずhと続けて意識すれば、「あなたから送られたということ、破損した木材でも受け取りました。謝国明や綱首たちに、『力めて其の事の

廉きを主ばん』ことを言いつけて下さい」くらいの意味だろう。木材の価値が低いから、謝国明たちが『力めて其の事の廉きを主ばん』ことになるのである。

ここでキーになる字は「廉」である。「潔い」「慎ましやか」など多くの意味があるが、文脈上もっとも通るのは、「節約する」「安い」などの意味である。これを採れば「力めて其の事の廉きを主ばん」は、「それが安くなるように努力する」くらいの意味になる（「事」は「もの」。あるいは「力めて其れ廉きを事とするを主ばん」と読むのかもしれないが、意味は大して変わらない）。

それでは「安くなるように努力する」ものは何か。ここまでの文脈を追えば明らかだろう。「木材の価値が低いから、謝国明や綱首たちに値引きを努めるように言つて下さい」というのだから、木材の代価である。そしてこれは、ここまで保留し続けた三万貫の正体に他ならない。つまり円爾・謝国明らは径山に木材を「喜捨」して、三万貫の代価を要求していたのである。徳敷が三万貫の返済を約束した契約書まで書かされたことを考えれば、その値引きを希望するのは自然であろう（正当な主張かどうかはともかくとして）。

この結論のみはすでに述べたことがある（榎本2001:42（榎本2007第一部第二章に再録）が、後に西尾賢隆氏からご批判を受けた。「手紙全体の基調から、径山が材木の寄贈に与ったと理解する。もし喜捨でないとしたら、無準が板木を贈られて支援を受け、径山の落成したことに感激し、お礼の尺牘に添えて宣城の虎図二本を謝国明に送り届ける必要があったであろうか。そんな必要はあるまい」というものがある（西尾2003:92）。つまり、径山から感謝されている以上、謝国明の行為は貿易活動ではなく、したがって「（銭）参万緡」も貿易代

価ではないというのである。

しかしこれについては、次のように考えれば良からう。すなわち南宋期になると浙東地域で森林伐採が進み、木材入手が困難になった「岡元司[198]」。このため宋では木材の値段が高騰し、安価な日本の木材が注目されるようになった。たとえば陸游『放翁家訓』で子孫に厚葬を禁じた箇所で、「倭船が明州（慶元）・臨安に来れば良質の柩を三〇貫で購入できる（四明・臨安倭船到時、用三千千可得一佳棺）」と記す。倭船がもたらした木材は、宋国内で採取されるものと比べ、質の割に安価だったのである。径山のような大寺院の造営の場合、良質の材木を大量に確保することが重要であり、またちょうど円爾というつてもあったため、日本の木材が注目されたのではないか。としてみれば、謝国明が材木千枚を用意したことは、たとえそれが有償であったとしても、径山としては充分に感謝に値する行ないだったとも考えられる。

このように考えると、続くjの部分も理解できる。「半年間この約の通りにしてくれば（あなた円爾が謝国明らに木材の値段を下げることを言いつけてくれれば）、私は借金まみれにならずに済む（完済できる）でしょう。心からお願いします」という内容で、iで述べたことを改めてお願いしている。半年後というのはよく分からないが、円爾から見た時の支払い完了期日と言っているのだろうか。徳敷が尺牘を書いたのが一二四五年五月、木材代価支払い予定が一二四六年夏（四〜六月）だから、支払い予定まで一年近くあるが、径山―京都間のタイムラグを考えれば、円爾の手に尺牘が届いてから徳敷の支払い完了までは半年程度となるだろう。たとえば円爾尺牘³を持った能上人が、京都から宋に到るまで八ヶ月、径山に到るまで十ヶ月だった

（一二四三年九月〜一二四四年五月〜七月）。能上人の場合、漂流などのアクシデントがなければもっと早かっただろうが、おそらく徳敷は、径山―京都間の連絡は半年から一年くらいという大雑把な知識があったのだろう。

最後に以上の解釈に随って、今まで見てきた徳敷尺牘f〜jをまとめてみよう。

f 徳敷は木材の代価として三万貫の支払いができなかったことを踏まえて、円爾に必ず支払うことを述べる。役所で借金をしたこと触れているのは、支払いの意思はあり、そのための努力もしたことを強調するためであろう。

g 徳敷は綱首たちの出航の時になっても支払いができず、契約書を作成したこと、来年の夏に送金するつもりであることを伝える。

h 木材は破損していたので、価値が低いことを強調する。

i 木材の値引きを謝国明らに言いつけるように、円爾に要求する。

j もしもこの要求を容れてくれれば自分は借金まみれにならずに済むとして、円爾に哀願する。

おわりに

本稿では板渡の墨蹟と徳敷尺牘に記載されている円爾の板渡の事蹟に關して、史料に即して再解釈を試みた。第一章では板渡の墨蹟に先行する三通の関連文書を挙げて、そこで要求されていたことや年代の考証を行ない、特に円爾尺牘写に關しては、従来用いられてきたテキストの錯簡を指摘して修正を行なった。第二章では板渡の墨蹟と徳敷尺牘を読み込み、円爾の板渡とは木材の喜捨ではなく、実質的には貿易

であり、巨額の代価支払いをめくり綱首・徳敷・円爾の間でシビアなやり取りがあったことを確認した。

両尺牘を含む一連の史料にはなお論点も残されているが、冗長になるのを避けるため、本稿では以上で留めることにする。別稿で触れた部分もあるので、参照されたい〔榎本2003〕。最後に先行研究と本稿での考察を踏まえた上で、円爾・無華・徳敷の尺牘五通の読み下し私案を掲げ、本稿を終えたい。

○無準師範尺牘(写) 1

師範和南して手ずから日本国大宰府崇福爾長老(円爾)に白す。

一別して許か久しく、毎に馳参を切にす。近ごろ書を収め、且つ出でて人天の命に応じ、世の導師と為るを知れば、老懷慰喜す。

…山中(径山)復た火厄に罹ると雖も、日来亦た成就の漸有れば、遠念を勞わす無かれ。正統(径山正統院)但だ仏殿を欠くのみにして、亦た一面經營せり。恐らく之を知らんと欲す。祐(道祐)・音(覚音)二兄此に在りて、過得すること甚だ好し。祐近来趣向有り、甚だ喜ぶべし。前日寄する所の二件の信物、一々書中の数目の如く領し訖る。極めて道義に感ぜり。便中就ち錦の法衣一頂、乃ち前輩の尊宿の相伝の者を以て付去す。説法に遇わば一披せよ。餘は宜しく大法の為に自愛すべし。是祝。大宋国臨安府径山興聖万寿禅寺住持特賜仏鑑円照禅師師範和南す。崇福爾長老。

○無準師範尺牘 2

師範和南して手ずから承天堂頭長老(円爾)に白す。向に曾て書を収め(〓円爾尺牘1)、已に嘗て回答し(〓無準尺牘1)、就ち

錦法衣壹頂の附去する有り。乃是ち従上来の諸知識の所伝の者にして、以て付授不安なるを表す。茲来豪上人(一翁院豪)来りて再び書を取めれば、乃ち前書未だ到らざるを知る。又た道躰安隠たるを知り、慰と為すこと多し。信物已に数の如く領し訖る。相望むこと追々たれば、何ぞ必しも此に構えんや。甚感々々。言う所の大字、一々書き去る。又た寺大にして字小なるを恐るれば、用うべきや否やを知らず。如し用うべからざらば、後便にて寄声せよ。又た当に書き去るべし。山中(径山)壬寅(一二四二年)二月、復た火厄に罹るも、聖君泊び朝廷の降賜及び檀越の施財を荷け、今幸にして緒有れば、念及を勞さざれ。…切に宜しく大法の為に保愛すべし。餘は一々せず。師範和南して承天堂頭長老に白す。…

○円爾尺牘(写) 3

円爾百拜して径山堂頭老師大和尚(無準師範)の座下上覆す。円爾百生して幸甚にして、法座に依附し、衆に随いて弁道し、殊に慈悲に沐し、方便を開示し、以て解脱の門に入り、古今の地を究竟するを得獲たり。世縁方生して、対目挂心し、猛列に決断して、始めて功を全うするを得たり。爾より以降、時々自警し、本来円成すと曰うと雖も、亦た須からく漸く塵縁を断ち、漸く習気を除き、無作の作、無功の功、譬えば大海の如く、転た入り転た深くするに至るべし。区々の意、誠なること切にして言繁なり。再び慈悲を開示するを請う。円爾去歲(一二四一〜四二年)柔函(〓円爾尺牘1)を以て、座下を塵汗せり。今年(一二四三年)法誨(〓無準尺牘1)を賜賜わり、百拜啓読すれば、感歎して已まず、悉く教誨に従う。且つ衆を領すること安然として、法

躰清勝なるを稔り、慰めと為す。特に錦の袈裟一頂を賜り、厚賜拝領するは、感激の私35にして、肌背に銘篆せり。又た甲寺（径山）の火厄に罹るを承り、三復疎然として、切に思いて支梧し難し。施主（九条道家？）に縁有り、謝国明已に結縁を為せば、樞木大板一百片、其の「」中に勝載す。使頭本分に依り、乱做するを得ず。情願して径山の大仏殿を補さんと欲す。円爾・謝国明の両「」を書き、∴。老和尚の道徳利物、遙かに「」。又た弊寺（承天寺）去歲（一二四二年）八月始めて起ちてより、今年一周にして円備せり。此れは是れ老和尚の道徳の鍾あつむる所にして、龍天打供し、一大縁事を了弁し∴。径山「」侍者。「」備察せられんことを。謹んで此に布覆す。伏して慈亮を冀こいねがう。不備。

寛元三年（一二四三年）九月

径山堂頭和尚大禪師

○無準師範尺牘 3 板渡の墨蹟

師範和南して手ずから日本承天堂頭長老（円爾）に白す。維時隆暑なり。緬とく惟おとるに、道体安隱ならん。去秋初、能上人来りて書を収め、且つ住持況有るを知れば、老懷慰喜す。又た遠念を荷う。山門の興復は重大にして、特に千板を化して助と為すは、良まことに道義に感ぜり。謂いわわざりき、巨舟の来るや、風濤の鼓する所と為り、其の同宗の者多く失う所有らんとは。此の舟幸にして（嘉興府）華亭に泊するを得たり。又た以おもうに、朝廷以おもつて内地と為せば、抽解を許さざらん。維持すること一年にして、方はたて意を遂ぐるを得たり。今華亭に於いて、已に五百三十片を領せり。其の三百三十片、尚お慶元に在りて、未だ入手するを得ず。餘の乙百四十片、別舩未だ到らず。且しかく能上人を留めて此に在りて少住

せしむるの後、数目の分曉たるを見しめ、却って津発せん。其の帰るや、方に書を作り、謝を綱使謝丈大檀越に致すを得たるなり。嘗て聞く、日本教律甚だ盛にして、而るに禪宗未だ振わずと。今長老既に能く此の宗を豎立し、当に一々従上の仏祖の所行に依りて、殊勝ならざる有る無し。便中略ほ此に布復するも、未だ詳具に及ばず。餘は宜しく大法の為に多々珍愛すべし。是祝。師範和南して手ずから白す。

○徳敷尺牘

徳敷咨目拝行して日本承天堂頭和尚尊属禪師（円爾）に上覆す。維時仲夏の月、暑氣益ますます降くだりし。共ともしく惟ただるに、高く仏鑑を提げず、日本並明たり、名藍を榮鎮し、緇素帰敬す。尊候の動止万福ならん。徳敷叨たりに監寺を冒せしの時、常に誨益を聆きくも、違遠して倏たちち七禮を経たり。殊邦に相距つれば、瞻礼するに由無きも、一誠傾仰し、昕夕忘れず。山間建造するも、正に維持に乏し。豈に謂わん吾が尊属、此の名山を眷たりて、師資益ますます著るれば、道望巨檀に感じて、博施大器に捐し、老龍君は暗中に首を点じて、窮衲子は定裏に眸を開き、恩歸する所有りて、福被らざる無し。惟るに是れ去歲五月大舟此に抵いたる。適またま徳敷平江に之き、田畝を督視せり。彼の時付托するに人を得ず、区処に失す。是れ逗留を致すこと数月にして、忽ち二月の間、能兄（板渡の墨蹟の能上人と同じ）綱首諸公と偕に力来して徳敷に委ぬれば、之が為に致力せり。未だ朝省を経て陳請するを免れず。爾るに人情錢を用過せり。参万續、此れ蓋し免るべからず。皆な徳敷府第に於いて借貸済用せり。能兄・諸公、歴々として皆知る、解纜の時に臨みて、又た此の項の還すべき無きを。諸人俱に来りて、面訴して合同文

約を作れば、来年夏の信舩の至るを借起して送還せん。或るもの言う、板木抵拆せりと。徳敷実に和尚より托さるるの故、従いて之を受けたり。更に望む、謝綱使及び諸公の前に鼎言し、力めて其の事の廉きを主ばんことを。半歳此の約に爽う無ければ、徳敷をして負逋の人為らしむるを免れん。これ真に禱る所なり。捨を蒙るの板、已に先に五百三十片を領し、寺に帰し訖る。外の三百三十片は、尚お慶元府に在れば、継いで経割を用って帰するを請う。餘の百四十片は、未だ至らざれば、亦た之を知らんと欲す。

茲來待みは眷末に在り、輒く懇を冒す有り。正統（正統院）・接待（接待庵）建ちて已に数載にして、惟だ大仏宝殿及び藏殿（経藏）未だ備わらざるのみ。和尚の運悲にて、智力闡広せんと欲得す。大門の成るは此れ大縁にして、故に小補に非ず。謝綱使（謝国明）の書中、又た一機を露す。疏頌一軸（徑山正統院仏殿経藏勸縁偈）³⁶並びに老和尚の書信（板渡の墨蹟）、併びに此に申呈す。倘し作成に沐せば、徳敷当に綿力を効し以って盛意に符すべし。謾りに少信有れば、別楮の中に具す。申猷軽渺にして、皇愧戒存す。乃荷。尚お聞く敢て祈り、道の為に自珍し、法社を中興し、以って区々の望に副えん。伏して尊誓を乞う。不宣。 徳敷 咨目拝行して承天堂頭和尚尊属禪師侍者に上覆す。

《引用文献》

- ・ 榎本涉2001「宋代の「日本商人」の再検討」『史学雑誌』一一〇—一一
- ・ 同2007『東アジア海域と日中交流—9～14世紀』吉川弘文館
- ・ 同2008「板渡の墨蹟」と日宋貿易『モノから見た海域アジア史

—モンゴル—宋元時代のアジアと日本の交流—九州大学出版会
・ 岡元司1998「南宋期浙東海港都市の停滞と森林環境」『史学研究』二二〇

・ 加藤一寧2002「無文道聚略伝」『禅学研究』八一
・ 川添昭二1982「鎌倉中期の対外関係と博多」『九州史学』八八・八九・九〇

・ 同1988「鎌倉初期の対外関係と博多」『鎖国日本と国際交流』上、吉川弘文館

・ 衣川強2006『宋代官僚社会史研究』汲古書院
・ 本宮泰彦1993『日華文化交流史』富山房

・ 曾我部静雄1949『日宋金貨幣交流史』宝文館
・ 辻善之助1949『日本仏教史』三、中世篇二、岩波書店

・ 中島樂章2002『明代郷村の紛争と秩序—徽州文書を史料として—』汲古書院

・ 西尾賢隆2001「五島美術館蔵「山門疏」考」『日本歴史』六三—八

・ 同2002「板渡の墨蹟」『禅文化研究所紀要』二二六
・ 同2003「徳敷の墨蹟」『日本歴史』六五九
・ 橋本雄2007「中国の師から日本の弟子へ—大宰府崇福寺円爾宛無

準師範尺牘写—」『東風西声』三
・ 葉貫磨哉1993『中世禅林成立史の研究』吉川弘文館

・ 広渡正利1977『博多承天寺史』文献出版
・ 福嶋俊翁1974『福嶋俊翁著作集』第二卷、木耳社

・ 藤田豊八1932『東西交渉史の研究』南海篇、岡書院
・ 古田紹欽1988『日本禅宗史の諸問題』大東出版社

・ 宮澤知之1998『宋代中国の国家と経済—財政・市場・貨幣—』創

文社

・ 游彪2003『宋代寺院経済史稿』河北大学出版社

- 1 近年の図録では、たとえば『北条時宗とその時代展』(NHK、二〇〇一年)、『チャイナタウン展／もうひとつの日本史―博多・那覇・長崎・横浜・神戸―』(福岡市博物館、二〇〇三年)、『東アジア中世海道―海商・港・沈没船―』(国立歴史民俗博物館、二〇〇五年)など。東京国立博物館や九州国立博物館の常設展でも、しばしば展示されている。
- 2 建仁寺両足院蔵『刻楮』水三所引、義堂周信『空華日用工夫集』別抄、応安七年十月八日条に、「禪僧衣服礼数、鞞於了心。々亦入宋、専厚禪儀也」とある。
- 3 『聖一国師年譜』などには月は明記されないが、後掲の円爾尺牘写には、承天寺創建が八月であることが記されている(円爾尺牘3g)。
- 4 橋本雄2007にカラー写真が掲載され、橋本氏による翻刻・訓読・解釈がある。
- 5 『禅林墨蹟』上一四・『墨蹟大観』一一一などに収める。
- 6 祐を道祐に当てるべきことは、早く木宮泰彦氏が指摘している[木宮1955:340(初出1926)]。『東嶽安禅師行実』に拠ると、道祐は一二四五年に無準師範の下を辞して帰国した僧である。京都の北山妙見堂に隠れたが、後に東福寺延寿堂に移ったといい、東福寺の円爾一門と関係があったらしい。覚音の名は従来指摘されていないが、『新編鎌倉志』巻三に収める『建長興国禅寺碑文』(一三四七年頃撰)に拠ると、慶元天童山で蘭溪道隆に日本仏教の現状を伝えた僧である。蘭溪はこれにより来日の志を抱いたという。蘭溪の来日は一二四六年だから、この少し前の話だろう。道祐・覚音を祐・音に充てることは、年代の点からも自然である。
- 7 無学祖元『仏光国師語録』巻九、長楽一翁長老書。
- 8 なお無準はこの後に、板渡の墨蹟と同時に正統院仏殿復興の援助を求める勸縁偈も送っている[西尾2001]。
- 9 従来『栗棘庵文書』の写真が掲載した図録・写真集を見ない。ここでは史料編纂所蔵の写真帳を用いる。また『聖一国師年譜』は大東急文庫出版の応永版複製、『異国日記』は『影印本異国日記』金地院崇伝外交文書集成(東京美術、一九八九)所収の京都金地院蔵本写真を参照した。
- 10 「甚」の上部に相当する残画あり。残画からは「其」の可能性も排除できないが、『聖一国師年譜』は「甚」とし、文脈上もその方が妥当と思われる。
- 11 広渡正利氏は「舟」かとする[広渡1977:58]。「舟」「船」などの字が入るのであろう。
- 12 『異国日記』は「両」を読まないが、「円爾・謝国明」の二人に關する部分であることと、残画から判断した。
- 13 『異国日記』では「徑山堂頭大禅師」の後で改行して「寛元三年九月」が来る。
- 14 なお以上の顛末については、近年橋本雄氏が年表としてまとめている[橋本2007:36]が、円爾尺牘1の起草を一二四一年に特定し、円爾尺牘2の起草を一二四二年に宛てるなど、年代比定については多少の相違がある。
- 15 「疎然」とある部分は意味が分からないので、「疎然」(ぞっとす

る)の誤と考える。

16 『墨蹟之写』慶長一六年。

17 中国にはヒノキが自生せず、したがってヒノキに当たる漢字もない(中国で「檜」と言えばビャクシンを指す)。したがって日本のヒノキを見ても「檜」と書くことはなかっただろう。ただし、なぜ「榧木」と書いたのかという疑問は依然として残るが、これについては後考を待ちたい。なお早く藤田豊八氏は新井白石の説も参照し、榧木をヒノキとしている[藤田1932:494(初出1918)]。

18 『禅林墨蹟』上一二・『墨蹟大観』一一一二などに収める。

19 『禅林墨蹟拾遺』中国篇三六などに収める。

20 なお能上人はこの後もしばらく帰国することはなかった。能上人が無準から与えられた印可状が現存し、また無準の死後に語録を編纂したこと、癡絶道冲(一二五〇示寂)を祭る文を書いたことが知られるから、一二五〇年までは在宋したことが確実である[加藤一寧2002:197-99]。日本での活動の跡は不明で、客死したのか帰国したのかもよく分からない。

21 『禅林墨蹟』上一一、仏鑑禅師墨蹟(径山正統院仏殿経藏勧縁偈)は板渡の墨蹟と同時に送られたものと考えられる[西尾賢隆2001]が、「惟大仏宝殿・法宝藏殿、未能成就」と記し、円爾に援助を求めている。この「大仏宝殿」「法宝藏殿」は、徳敷尺牘一の「大仏宝殿及藏殿未備」とあるところの「大仏宝殿」「藏殿」と同じものだろう。

22 西尾賢隆氏は無準尺牘3d・e(不謂、巨舟之来、為風濤所鼓、其同宗者多有所失。此舟幸得泊華亭)を「巨舟のやって来るとは思いませんでした。風と大波に打ち付けられ、同宗の者が多く失

われることがあるという時に、この舟は幸いにも華亭に停泊することができました」と解釈し、「為風濤所鼓、其同宗者多有所失」を航海の危険なことを示す例えとする[西尾2002:80]。だがわざわざそのような迂遠な解釈をしなくても、「風波に打たれて同宗の者が多く失われた」として、実際にあった事実と考えて良いのではないか。この船が停泊した華亭は、後述するように当時外国船が取引のために来航する港ではない。さらにその停泊を「幸いにも停泊できた」と表現していることから、この時の航海にアクシデントがあったことは推測できる。

23 『宝慶四明志』卷六、市舶。

24 『宋会要輯稿』卷八六―三三、開禧元年八月九日条・同卷八六―三四、嘉定六年四月七日条に、臨安・秀州(嘉興)・江陰市舶務が見える。

25 包恢『敵帚藁略』卷一、禁銅錢申省状に、「凡そ抽解に係るの司、一処として漏泄せざる無し。慶元の外、福建の泉州と広東の広州の市舶両処の若き、以って慶元に異なる無し(凡係抽解之司、無一処不漏泄。慶元之外、若福建泉州与広東広州之市舶両処、無以異於慶元)」とあり、「係抽解之司」(市舶司)の所在地として挙げられているのは慶元・泉州・広州の三箇所のみである。また「旧に仍り華亭に就きて司を置き抽解せば、則ち未だ必ずしも全く旧弊を革むる能わずと雖も、而るに慶元に在るに比せば、則ち大いに相違絶するに似たり(仍旧就華亭置司抽解、則雖未必能全革旧弊、而比在慶元、則似大相違絶)」ともあるが、「昔のように華亭県に市舶司を置いて抽解すれば」という以上は、この頃には華亭に市舶司が置かれていなかったのだろう。

26 この計算については別稿を参照「榎本2008」。なお『宝慶四明志』巻六、市舶所引、尚書省割に拠れば、一二二六年に知慶元府胡榘の申請によって慶元での博買は停止され抽解のみ行なうことになったが、『開慶四明統志』巻八所引、呉潜奏状から、一二五六年以前に博買が復活していることが知られる。

27 『中国外交文書辞典（清末篇）』が用例として挙げるのは、一八五八年の英清天津条約の一節で、「英国民人、准聴持照、前往内地各処、游歷通商」。従来租界地に限定されていたイギリス人の清国内移動を認めた条項だが、この「内地」はアヘン戦争後に設定された租界地の存在を前提として考えるべき語であるようにも思われる。

28 『漢語大詞典』『元語言詞典』など参照。

29 『開慶四明統志』巻八所引、尚書省割。

30 包恢『敝帚藁略』巻一、禁銅錢申省状。

31 樓鑰『攻媿集』巻五七、天童山千仏閣記。

32 この頃の米価はだいたい一斗当たり二百〜三百文で「宮澤知之1998第二部第五章（初出1996）」、宋代の一斛は五斗もしくは十斗だから、三千斛は三千〜九千貫に相当する。

33 この部分は従来、「能兄・諸公歴々皆な知る。解纜の時に臨みて、又た此の項の還すべき無し。諸人俱に來り、面訴して合同の文を作り、來年夏の信缸を借起して送還に至るを約す」のように読まれてきた。だが「歴々皆な知る」の内容は、漢文の読みとして、前の部分（徳敷の借金）ではなく後ろの部分とした方が自然であろう。また「作合同文約…」を「合同文を作り、…を約す」と読むことについても、中国で紛争終結時に当事者間で交わされた文書の種類に「合同文約」がある「中島榮章2002第六章・215-16（初出1998）」か

ら、「合同文約を作り、…」と読むべきであろう。

34 ちなみに「鼎」は、正しくは「日」の下に「折」が付いた字であるが、おそらく「鼎（鼎の異体字）」のつもりで書いているのだろう。

35 南宋の周必大『文忠集』巻二四、回寧国守姜待制啓に、「欲酬大賧、莫措片言。姑陳感激之私、少答記存之厚（大賧に酬いと欲するも、片言を措く莫し。姑く感激の私を陳べ、少しく記存の厚に答う）」とあり（感激は感謝、記存は親切を思うこと）、「感激之私」は感謝する心情を言う表現らしい。なお『大漢和辞典』『漢語大詞典』などには見えず、何に拠ったものかも不明だが、広渡正利氏は「私」を「いたり」と訓じる【広渡1977: 59】。

36 勸縁偈は五島美術館に現存し、『禪林墨蹟』上二一・『墨蹟大観』二一九などに収める。「疏頌一軸」がこの偈に当たること、およびその内容については、西尾賢隆2001参照。